

入札(見積り合わせ)結果調書

| | | | | |
|------------------------|--|------------|-----|--------------|
| 件名 | 総合庁舎価値継承に関わる調査・企画提案等業務 | | | |
| 契約方法及び根拠条項 | 随意契約 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | | | |
| 契約の相手方 | 旭川市緑が丘2条1丁目1-36 旭川の歴史的建物の保存を考える会 会長 軽部 望 | | | |
| 契約金額 | 金2,420,000円(うち消費税及び地方消費税相当額 金220,000円) | | | |
| 契約期間 | 令和5年4月11日から令和6年3月31日 | | | |
| 契約担当課 | 総務部 庁舎建設課 | | | |
| 入札(見積)日時 | 令和5年4月3日 午後1時00分 | | | |
| 入 札 (見 積) 結 果 | | | | |
| | 業者名 | 第1回 | 第2回 | 入札等の 執行状況 |
| 1 | 旭川の歴史的建物の保存を考える会 | 2,420,000円 | | 決定 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 一者特命の 随意契約と した理由 | <p>本業務の履行に当たっては、歴史的建築物の保存等に係る専門的な知見を有し、現総合庁舎の歴史的、建築的価値を十分に理解していることが求められるが、上記団体は昭和63年から継続して旭川の歴史的建築物の周知を図るとともに、文化的継承に寄与するための活動を行っている。これまでも様々な歴史的建築物の形態が伝承されるよう、所有者等の助言・指導に取り組んでおり、また、平成10年からは歴史的な価値があり、かつ良好に保存維持されている建物を独自に建築賞として毎年表彰しており、現総合庁舎も評価、検証された上で、同賞を平成13年に受賞している。</p> <p>上記団体のこうした取組は北海道建築士会旭川支部「旭川建築士賞」(平成8年)や、旭川市文化奨励賞(平成15年)、北海道文化財保護協会功労賞(平成26年)、旭川市文化功労賞(平成30年)を受賞するなど高く評価されている。なお、令和元年度には、総合庁舎の価値継承手法調査検討業務を委託している。</p> <p>市内に本業務を遂行可能な団体等は上記団体のほかにないことから、同者を選定するものである。</p> | | | |